

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成26年8月1日号）

【今号の内容】

- 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!Tokyo 2014) が開催されます
- 「フェスタinパーティ2014」における協賛企業を募集しています
- 「子育てにやさしい事業所」表彰に御応募いただける企業を募集しています
- 「TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト事業」  
男女共同参画セミナー 公開講座「女性の力を企業の力に！」
- 「くるみん認定を目指します！」宣言をしませんか？
- 「若者応援企業宣言」をしませんか？
- 「とちぎ働きやすい企業」の協力状況を公表しました
- 育児休業給付金が引き上げられました！
- 仕事と家庭の両立を支援する事業主の皆さま  
両立支援等助成金を御活用ください！
- 父子手帳を配布しています
- 「男性にとっての男女共同参画シンポジウムin みえ」の開催報告が掲載されました
- 悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント

---

「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(略称：  
WAW!Tokyo 2014) が開催されます

---

政府、日本経済団体連合会、日本経済新聞社、日本国際問題研究所は、日本を「女性が輝く社会」にするという安倍総理のイニシアチブの下、9/12(金)から9/14(日)までの日程で国際会議「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（略称：WAW!Tokyo 2014）」を開催します。

現在、9/12(金)に開催される公開フォーラムの参加者を募集しています。

【公開フォーラムの開催概要】

- 1 テーマ：女性の力を成長の源泉に  
～変化の時代に、競争力を高めるダイバーシティ～
- 2 講演者：クリスティーヌ・ラガルドIMF専務理事
- 3 日時：9/12(金) 13:30～17:40（開場12:30）
- 4 会場：経団連会館2階 国際会議場（千代田区）
- 5 定員：1,100名(本会場600名、モニター会場500名)
- 6 参加費：無料
- 7 申込期限：8/31(日)
- 8 その他：国内外の著名経営者やビジネスリーダーによるパネルディスカッション

<http://nwp.nikkei.com/waw/index.html>

---

「フェスタinパーティ 2014」における協賛企業を募集しています

---

県（とちぎ男女共同参画センター）では、11/15(土)に実施する「フェスタinパーティ 2014」の開催趣旨に賛同する企業や、女性の活躍推進に先進的に取り組んでいる企業を協賛企業として募集しています。

1 御協力いただきたい内容

- ①女性活躍推進の内容を掲載した資料、その他企業紹介資料（パンフレット、ポスター等）の提供
- ②ノベルティ等の提供

2 紹介方法

- ①企業紹介コーナーの設置  
期間：11/15(フェスタ当日)～12/19(働くウーマン報告会〔仮称〕)  
内容：上記1①の資料の展示
- ②フェスタ開催ちらし及び当日ガイドへの協賛企業名の掲載
- ③上記1②のノベルティ等の会場内配付

3 申込期限

8/29 (金)

<http://www.parti.jp/data/festa2014kyousan.pdf>

<http://www.parti.jp/>

---

「子育てにやさしい事業所」表彰に御応募いただける企業を募集しています

---

県及び(公財)とちぎ未来づくり財団では、子育てと仕事の両立支援に取り組む優れた事業所を「子育てにやさしい事業所」として表彰しています。

表彰を受けた企業の取組内容は、「とちぎ働きやすい企業」として広く御紹介させていただきますので、積極的に御応募ください。

- 1 表彰の対象： 法律に準拠した育児休業制度を設けているほか、子育てと仕事の両立を容易にする制度を設けたり、従業員に配慮した柔軟な雇用管理を行っている事業所
- 2 表彰の種類：
  - (1) 栃木県知事賞
  - (2) (公財)とちぎ未来づくり財団理事長賞
- 3 昨年度の表彰事業所数
  - (1) 栃木県知事賞： 1社
  - (2) (公財)とちぎ未来づくり財団理事長賞： 7社
- 4 申込期限 8 / 4 (月)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kouhou/26kosodateyasashiijigyousyo.html>

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/hatarakiyasuisyokuba.html>

---

「TOCHIGIで輝く☆『働くウーマン』プロジェクト事業」  
男女共同参画セミナー公開講座「女性の力を企業の力に！」

---

人口減少が進む中、女性の力を企業の力にできるかどうかは、企業の成長に関わってきます。経済同友会が発表した「『意思決定ボード』のダイバーシティに向けた経営者の行動宣言～競争力としての女性管理職・役員の登用・活用～」の取りまとめの中心となったフクシマ氏から、経済界の女性活躍に向けた最新の動きと、企業が求めるこれからの人財についてお話しいただきます。

- 1 日時 8/21(木) 13:30～15:30
- 2 場所 宇都宮大学 1223教室 (峰5号館)
- 3 定員 150名 (先着順)
- 4 講師 G&S Global Advisors Inc.  
代表取締役社長 橘・フクシマ・咲江 氏
- 5 内容 女性の力を企業の力に！  
～多様な人財とともに拓くとちぎの未来～

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c56/koukai2014.html>

---

「くるみん認定を目指します！」宣言をしませんか？

---

栃木労働局では、働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業主の皆さんから「くるみん認定を目指します！」宣言を募集しています。

「くるみん認定を目指します！」宣言は、くるみん認定を目指して、育児休業の取得率向上や労働時間の短縮など、働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業主(※)の皆さんから、自社の方針や取組をメッセージとして発信していただくものです。

※ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業主

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/\\_80218.html](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/_80218.html)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/worklifebalance.html>

---

「若者応援企業宣言」をしませんか？

---

栃木労働局では、若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業を「若者応援宣言企業」として募集しています。

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行います。

#### 1 メリット

- ・ 通常の求人情報より詳細な企業情報・採用情報が公開でき、若者の職場定着が期待できます！
- ・ 栃木労働局のホームページで貴社の魅力をアピールできます！
- ・ 「若者応援企業」として、求人説明会や就職面接会などへの参加機会が増えます！
- ・ 「若者応援企業」として若者の育成・採用に積極的であることをアピールできます！

#### 2 宣言できる要件等

詳細は、栃木労働局のホームページ（↓）を御覧ください。

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha\\_mokuteki\\_menu/jigyounush](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/jigyounush)

---

## 「とちぎ働きやすい企業」の協力状況を公表しました

---

県では、従業員の子育て配慮、女性の能力発揮、障害者雇用、若年者雇用など、様々な課題に積極的に取り組み、成果を上げている企業の取組事例について、インタビュー形式でご紹介しています。

各ページの『協力内容』には、各企業が協力可能な内容を掲載していますので、さらに詳しい内容を知りたい、研修に協力して欲しい等の希望がありましたら、各企業に直接お問い合わせください。

なお、各企業の協力状況は、次のとおりです。

### 【ホームページ掲載～平成26年6月30日】

- 電話相談： 3件
- 視察： 6件（障害者雇用に関するNPO法人の視察等）
- 研修等の受入れ： 4件（特別支援学校の職場実習受入れ、一般社団法人のリスクアセスメント安全活動の取組に関する研修の受入れ等）
- その他： 2件

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/hatarakiyasuisyokuba.html>

---

## 育児休業給付金が引き上げられました！

---

平成26年4月から、育児休業給付金が67%（平成26年3月まで50%）に引き上げられました。

給付割合の引上げは、休業開始から6か月間ですが、夫婦ともに取得すれば1年間割増給付を受給できます。

手取り賃金で比べると、休業前の約8割が支給されます！

育児休業給付金が拡大した今こそパパが育児休業を取るチャンスです！

### 【男性の育休取得によるメリット】

- 1 家庭が安定する

●子育ての喜びと苦勞を分かち合うことで、夫婦の絆が深まる。

●ママの育児ストレスが減り、第二子以降も生み育てやすい。

## 2 仕事に好影響

●時間意識が高まり、生産性の向上につながる。

●情報の共有化により、チームワークが高まる。

## 3 ママが輝く

●仕事と育児を両立しやすくなり、女性が活躍する場が広がる。

●「女性の力」が発揮されることで、企業経営にもプラス効果。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji\\_h26\\_6.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h26_6.pdf)

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/worklifebalance.html>

---

仕事と家庭の両立を支援する事業主の皆さま  
両立支援等助成金を御活用ください！

---

国では、仕事と家庭の両立を支援する事業主の皆さまに各種助成金を御用意していますので、是非、御活用下さい。

○子育て期短時間勤務支援助成金

○中小企業両立支援助成金

- ・代替要員確保コース
- ・期間雇用者継続就業支援コース
- ・休業中能力アップコース（経過措置）
- ・継続就業支援コース（経過措置）

○ポジティブ・アクション能力アップ助成金

○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

詳細は、栃木労働局のホームページを御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/topics/kinto/ryouritujoseikin.pdf>

---

父子手帳を配布しています

---

県では、男性に父親としての自覚を持ってもらい、育児に主体的に関わるきっかけにしてもらうため、県内の各市町の窓口にて妊娠届出者に母子手帳とともに父子手帳を配布しています。

(ホームページからダウンロードすることも可能です)。

この父子手帳は、子育てのアドバイスを送るとともに、子どもの成長記録や、節目節目の思い出などを記入することができるものとなっています。

## 1 掲載内容

- ・父親の子育てカレンダー
- ・子育てフォトアルバム&メッセージ欄
- ・子どもの成長に合わせた父親の子育てのポイント
- ・「イクメン奮闘記！」 など

## 2 「イクメン奮闘記！」作品集の概要

- ・栃木県が平成23年度に募集した「イクメン奮闘記！」の入賞作品集です。
- ・どの作品にも栃木県内で活躍するイクメンの姿がよく描かれており、子育て中の方には大変参考となるとともに、年齢性別問わず楽しめる内容となっています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kodomo/kosodatesien/oshirase/>

<http://ikumen-project.jp/fusi/index.php>

---

「男性にとっての男女共同参画シンポジウム in みえ」の開催報告が掲載されました

---

内閣府では、6月28日（土）に四日市市で開催した「男性のにとっての男女共同参画シンポジウム」の開催報告を掲載しました。

男性が働き方の見直しを進め、楽しく家事・育児に参画していくことをテーマに、森まさこ大臣（女性活力・子育て支援担当、内閣府特命担当（男女共同参画））のビデオメッセージで始まり、講演とパネルディスカッションの2本立てで実施しました。

当日の内容が掲載されていますので、是非御覧ください。

### ■第1部

- ・講演 「笑育、子育てってこんなに楽しい！」

- ・後援者 NPO法人パパジャングル 理事長  
荒巻 仁さん

## ■第2部

- ・パネルディスカッション  
「上司が変われば、日本の子育てが変わる！  
～イクボスのすすめ～」
- ・パネラー  
広島県知事 湯崎 英彦さん  
日経DUAL編集長 羽生 祥子さん  
㈱絵本ナビ 代表取締役社長 金柿 秀幸さん

[http://www.gender.go.jp/policy/men\\_danjo/sympo/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/men_danjo/sympo/index.html)

---

## 悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント

---

### 悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法が解決のお手伝いをします。

セクシュアルハラスメントを受けた時は

- はっきりと拒絶しましょう
- まず会社の相談窓口にご相談しましょう
- 栃木労働局にも相談窓口があります

### 【事業主に義務付けられているセクシュアルハラスメント対策】

- 事業主の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に対してその方針を周知・啓発すること。
- 相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること。
- 相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適性に対処すること。
- 相談者や行為者等のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)



**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

[rousei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:rousei@pref.tochigi.lg.jp)

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225